主な港湾施設使用料金表（2025年4月現在）

●京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例　別表第1

1　施設使用料

単位：円

施　設	区　分	金　額
岸壁及び桟橋	1　短時間使用（1回の係留時間が2時間未満となるときの使用をいう。） 総トン数1トンにつき1回	2.33
	2　その他の使用 総トン数1トンにつき係留時間24時間までごとに	4.66
物揚場	1　一般使用　1平方メートルにつき1日	
	貨物搬入の日から15日まで	1.51
	貨物搬入の日から16日以後	3.03
	2　専用使用　1平方メートルにつき1月	77.07
係船浮標及び係船くい	総トン数（総トン数1万トン以上は、1万トンとする。）1トンにつき	
	係留時間24時間まで	1.18
	係留時間24時間を超える部分につき12時間までごとに	0.64
車両乗降用固定橋	専用使用　1月	1,619,000
上屋	1　第2種上屋	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	21.28
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	630
	2　第3種上屋	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	18.45
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	530
	3　第4種上屋	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	11.93
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	380
	4　第5種上屋	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	11.93
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	370
	5　コンテナフレートステーション	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	19.53
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	590
旅客上屋	1　前島ふ頭旅客上屋　専用使用　1平方メートルにつき1月	1,330
	2　第2ふ頭旅客上屋	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	48
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	1,440
管理棟	専用使用　1平方メートルにつき1月	2,330

施　設	区　分	金　額
起重機	1　第2ふ頭軌道走行式起重機	
	(1) 一般使用　1基につき30分	6,550
	(2) 専用使用　1基につき1月	1,447,000
	2　舞鶴国際ふ頭軌道走行式起重機	
	(1) 一般使用　1基につき30分	7,900
	(2) 専用使用　1基につき1月	1,785,000
	3　移動式起重機　※1	
	(1) 一般使用　1基につき30分	4,050
	(2) 専用使用　1基につき1月	1,054,000
	4　軌道走行式橋形起重機　※2	
	一般使用　1基につき30分	24,100
車両乗降用可動橋	専用使用　1月	148,000
荷さばき地	1平方メートルにつき1日	3.71
旅客乗降用施設	専用使用　1月	126,000
野積場及び港湾施設用地	1　舗装部分	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	2.09
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	62.85
	2　未舗装部分	
	(1) 一般使用　1平方メートルにつき1日	1.04
	(2) 専用使用　1平方メートルにつき1月	25.71
水面貯木場	専用使用 1平方メートルにつき1月	14.11
船舶給水施設	1立方メートルまでごとに	55.36円に水道料金を加算した額を基準として知事が定める額
駐車場	1　車体の長さ5メートル未満のもの	
	1台につき1日	130
	2　車体の長さ5メートル以上9メートル未満のもの	
	1台につき1日	290
	3　車体の長さ9メートル以上のもの	
	1台につき1日	470

2　附属設備使用料

附属設備	単　位	金　額
くん蒸設備	1日	7,670円

※　使用料には、消費税を含んでおりません。
※　外航船舶が使用する岸壁及び桟橋、物揚場、係船浮標及び係船くい並びに船舶給水施設については、本表により計算した額に消費税は加算されません。
※1　喜多ふ頭タワークレーン
※2　舞鶴国際ふ頭ガントリークレーン（GC-2）

●京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例　別表第2

行　為	単　位	金　額
行商、募金、案内その他これらに類するもの	1人につき1日	200
業として写真の撮影を行うもの	1台につき1月	2,050
映画の撮影	1日	16,180
集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催	1平方メートルにつき1日	13.01